

7

収入基準

1 〔年間総所得金額による基準早見表〕

府営住宅の申込には、申込者及び同居親族（事実婚の配偶者又は婚約者を含む。）の全員の収入（所得）の合計が公営住宅法及び京都府府営住宅条例で定められた収入（所得）の範囲内であることが必要です。その範囲とは以下の〔年間総所得金額による基準早見表〕のとおりです。

（単位：円）

種 別	収入基準	同居親族及び扶養親族（申込者を除く）							
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
府 営 住 宅	①	0 } 1,896,000	0 } 2,276,000	0 } 2,656,000	0 } 3,036,000	0 } 3,416,000	0 } 3,796,000	0 } 4,176,000	0 } 4,556,000
	裁量階層 ②	0 } 2,568,000	0 } 2,948,000	0 } 3,328,000	0 } 3,708,000	0 } 4,088,000	0 } 4,468,000	0 } 4,848,000	0 } 5,228,000
特 別 賃 貸 府 営 住 宅	③	0 } 3,756,000	0 } 4,136,000	0 } 4,516,000	0 } 4,896,000	0 } 5,276,000	0 } 5,656,000	0 } 6,036,000	0 } 6,416,000

（注）裁量階層（15ページ参照）に該当する世帯については、府営住宅の収入基準欄②の収入基準となります。8人以上の場合は、1人増加するごとに380,000円をそれぞれ加算してください。

次の①、②により、全員の申込時の収入（所得）を確認し、12～13ページの「2 年間総所得金額の求め方」、8～9ページの「3 収入（所得）を証明する書類」により計算してください。

①収入計算の対象となる所得（所得税法上、課税の対象となるもの）

給 与 所 得	給与、俸給、賃金、賞与等（残業手当、家族手当、皆勤手当等を含む。） ただし、通勤手当等の非課税所得を除く。
年 金 所 得	厚生年金、共済年金、国民年金、企業年金、年金基金、個人年金等の課税対象となる年金。ただし、障害年金、遺族年金などの非課税所得を除く。
そ の 他 の 所 得 （事業所得・雑所得等）	事業所得（保険の外交などを含む。）、配当所得、利子所得などの所得（収入から必要経費を差し引いたもの）。

②収入計算の対象とならない所得

給 与 所 得	傷病恩給、退職所得 等
年 金 所 得	遺族年金、障害年金 等
保 険 金 等	雇用保険金、労働災害保険金、損害保険金 等
そ の 他	生活保護扶助費、仕送り、譲渡所得、一時所得 等

- ・一時的な収入（おおむね1年以内の期間ごとに継続的に得る収入でないもの）は収入計算の対象となりません。

2 『年間総所得金額』の求め方

給与所得の方(アルバイト・パートを含む)

- 次表により9ページ「給与所得の方の必要書類」を参照して「年間総収入金額」から「年間総所得金額」を算出してください。
- 給与所得者が2人以上の場合は1人ずつ年間総所得金額を算出してから合算してください。
- 1人2社以上勤務の場合はそれぞれの年間総収入金額を合算してから年間総所得金額を算出してください。

【年間総所得金額算出のしかた】

年間総収入金額	年間総所得金額
651,000円未満	0円
651,000円以上～1,900,000円未満	年間総収入金額-65万円
1,000,000円以上～3,600,000円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.7-8万円
3,600,000円以上～6,600,000円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.8-44万円
6,600,000円以上～8,500,000円未満	年間総収入金額×0.9-110万円

※端数整理の方法（年間総収入金額が1,900,000円以上6,600,000円未満の場合のみ）

年間総収入金額を4,000で除し、出た数の小数点以下を切捨て、4,000をかけてください。

（例）年間総収入金額が2,859,999円の場合

$$2,859,999 \div 4,000 = 714.999\cdots$$

$$714 \times 4,000 = 2,856,000 \text{円}$$

- 就職後1年未満の方の年間総収入金額の算出方法

$$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{カ月} + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金額}$$

- 令和7年1月1日以前から引き続き勤務している方で令和7年中に1カ月以上休職していない方は令和7年分給与所得の源泉徴収票の『支払金額』から上の算出方法で「年間総所得金額」を算出してください。

事業所得の方

- 年間総収入金額から必要経費を控除した額が「年間総所得金額」です。9ページ「事業所得の方の必要書類」を参照してください。

- 開業後1年未満の方の年間総所得金額の算出方法

$$\frac{\text{開業した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{カ月} = \text{推定年間総所得金額}$$

年金収入(所得)のある方

- 次表により「年間年金総収入金額」から「年間年金総所得金額」を算出します。
- 2人以上の場合は1人ずつ年間年金総所得金額を算出してから合算してください。
- 1人2種類以上の年金のある場合はすべての年間年金総収入金額を合算してから年間年金総所得金額を算出してください。

【年間年金総所得金額算出のしかた】

受給者の年齢	年間年金総収入金額 (A)	年間年金総所得金額
65歳未満の者	60万円以下	=0
	60万円を超え130万円未満	(A)-60万円
	130万円以上410万円未満	(A)×0.75-27万5千円
	410万円以上770万円未満	(A)×0.85-68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(A)×0.95-145万5千円
65歳以上の者	110万円以下	=0
	110万円を超え330万円未満	(A)-110万円
	330万円以上410万円未満	(A)×0.75-27万5千円
	410万円以上770万円未満	(A)×0.85-68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(A)×0.95-145万5千円

(注) 公営住宅の所得計算の特例により、給与および年金の年間総所得金額から、それぞれ10万円(それぞれ10万円未満の場合はその額)を控除します。

3 収入計算で控除する種類と控除額

控除対象者がいる場合は前記②により算出した額からそれぞれ下表に該当する控除額を差し引いた額が年間総所得金額となります。

種 類	要 件	控 除 額
同一生計配偶者で70歳以上の者 老人扶養親族	70歳以上の人	1人につき 10万円
扶 養 親 族	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	1人につき 25万円
障 害 者 (特別障害者を除く) 右の要件のいずれかに該当すること	イ 身体障害者手帳の交付を受けている人 ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている人 ハ 精神保健指定医等の判定により知的障害者と判定された人 ニ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	1人につき 27万円
特 別 障 害 者 右の要件のいずれかに該当すること	イ 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級又は2級に該当する人 ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から第3項症までに該当する人 ハ 原爆被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた人 ニ 心神喪失の常況にある人又は精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者と判定された人 ホ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級に該当する人	1人につき 40万円
寡 婦	下記の「ひとり親」に当てはまらない人で、次のイ～ロのいずれかに当てはまる人 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象外 イ 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人 ロ 夫と死別した後婚姻していない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人	その者に 所得がある場合 27万円 〔その者の所得金額が27万円未満の場合はその金額〕
ひ と り 親	現に婚姻していない人又は配偶者が生死不明などの人で、次のイ～ロの全てに当てはまる人 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象外 イ 総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がおり、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていないこと ロ 合計所得金額が500万円以下であること	その者に 所得がある場合 35万円 〔その者の所得金額が35万円未満の場合はその金額〕

4 裁量階層（府営住宅申込収入基準が緩和される世帯）は、次に掲げる世帯です。

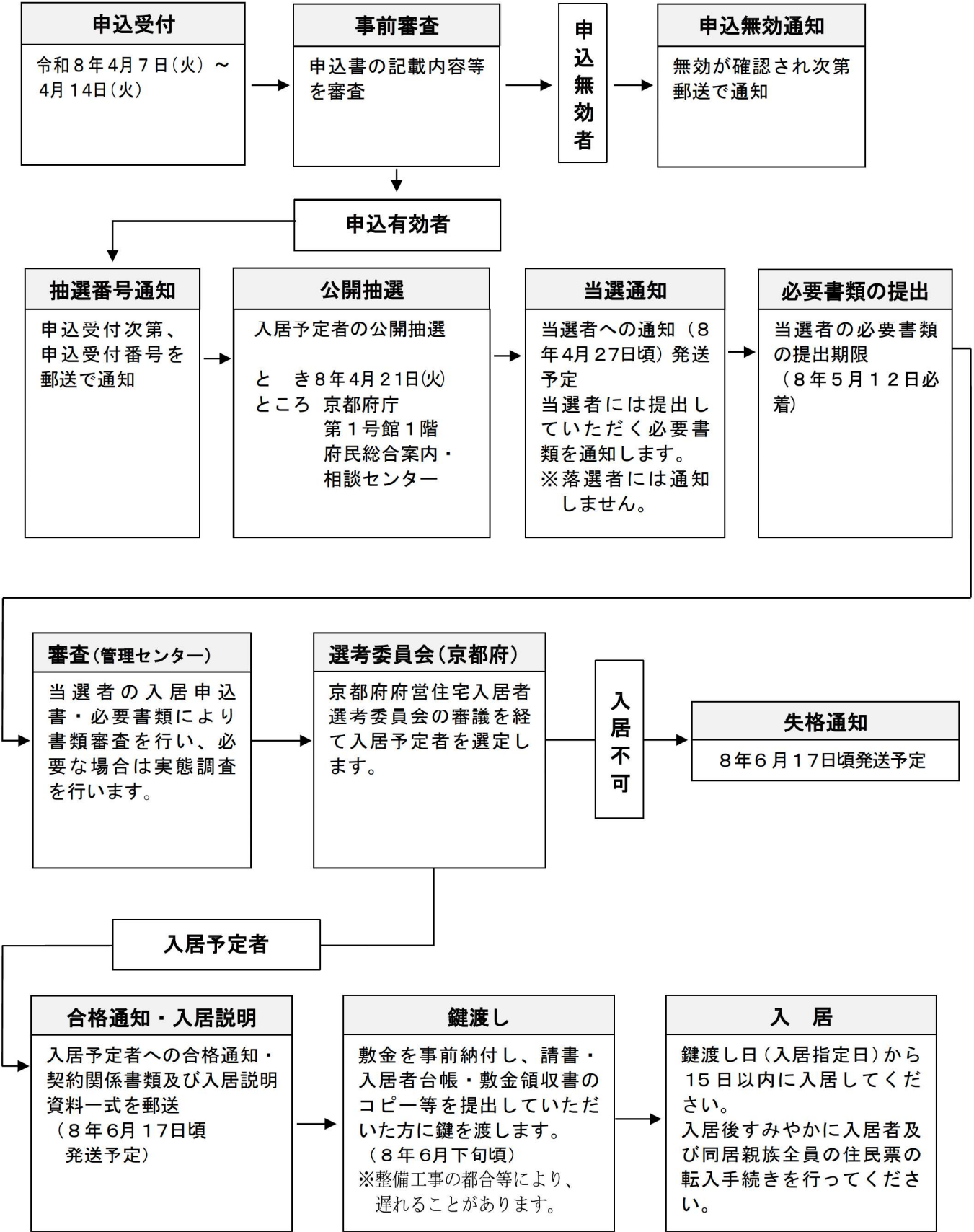
次のいずれかに該当する世帯については、〔年間総所得金額による基準早見表〕(11ページ)が府営住宅の収入基準欄②の金額となります。(入居できる収入の上限が引き上げられます。)

世帯区分	要件	必要書類(当選後提出)
障害者	イ 申込者又は同居親族が身体障害者手帳の交付を受けている場合 (障害の程度が1級から4級まで)	身体障害者手帳の写し
	ロ 申込者又は同居親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 (障害の程度が1級又は2級)	精神障害者保健福祉手帳の写し
	ハ ロに規定する精神障害の程度に相当する程度と認められる知的障害者	療育手帳の写し
高齢者	イ 申込者が60歳以上で、同居親族の方が全員「18歳未満又は60歳以上」である場合 ロ 申込者が60歳以上の者(単身者)	世帯全員の住民票
戦傷病者	申込者又は同居親族が戦傷病者手帳の交付を受けている場合(障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症であること)	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	申込者又は同居親族が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者である場合	医療特別手当証書又は特別手当証書の写し
引揚者	申込者又は同居親族が海外からの引揚者である場合(引き揚げた日から起算して5年以内に限る)	厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書(自立支度金)の写し
ハンセン病療養所入所者等	平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者	入所していたことを証明する療養所長の証明書
新婚世帯	今回の受付期間初日において、夫婦・婚約者とも40歳未満でかつ婚姻後1年未満の者がある場合 ※夫婦構成に変更がない場合に限り、入居日から起算して10年間を裁量階層とします。	婚姻届受理証明書等
小学生以下の子どもがいる世帯	入居時点において、同居者に小学校6年生以下(入居後最初の4月1日時点で満13歳未満)の者がある場合	世帯全員の住民票
多子世帯	今回の受付期間初日において、同居者に18歳未満の者が3人以上ある場合	世帯全員の住民票

(注) 裁量階層に該当していた世帯であっても、該当する必要条件が満たされなくなった場合は、〔年間総所得金額による基準早見表〕(11ページ)が府営住宅の収入基準欄①の金額となります。その場合は家賃月額が増加することがあります。

4

申込受付から入居までの流れ



◆ 申込書郵送先
(募集案内書表紙参照)

〒610-0344 京田辺市田辺中央6丁目3番地1 近鉄新田辺西ビル2階
近鉄住宅管理株式会社 山城府営住宅管理センター 山城地域 再募集担当 宛

- 入居申込書と状況申立書を受付期間内必着で郵送してください。受付期間を過ぎて到着した場合は無効となります。
※なお、提出していただいた書類は返却できません。

◆ 事前審査

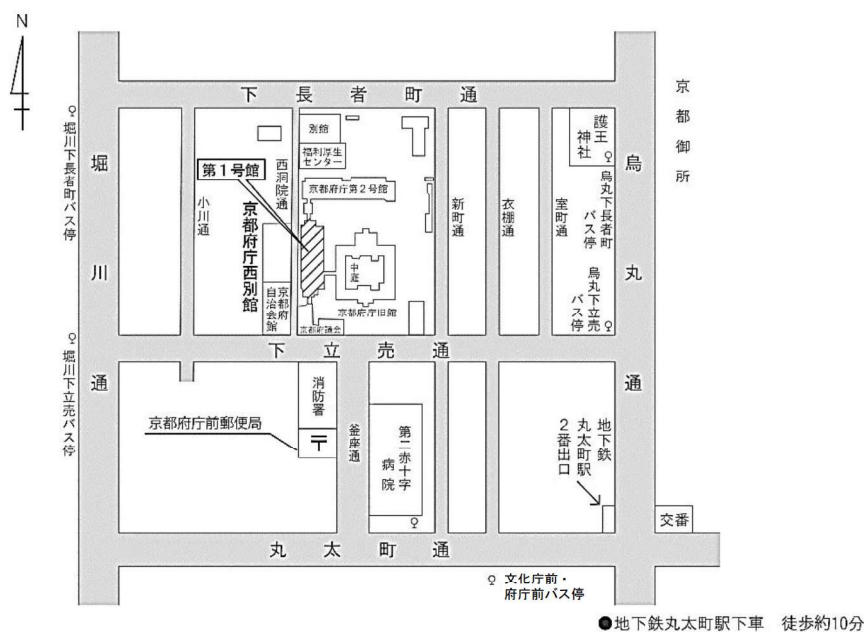
申込者全員について、公開抽選までに、入居申込書の記載内容等により審査します。

- ①申込有効者には、申込受付番号通知を発送します。
- ②申込無効者には、申込無効通知で理由を記してお知らせします。

◆ 公開抽選日
及び会場

令和8年4月21(火) 午前10時から午前10時10分頃まで
(時間は前後する場合があります。)

京都府庁第1号館 1階 府民総合案内・相談センター
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町



※ 来客用駐車場はありません。

- ①公開抽選は自由参加で、参加されなくても抽選結果には一切影響ありません。
 - ②入居申込書に記入された希望別の団地番号に基づいて抽選を行います。
 - ③抽選結果は4月21日(火)午後3時以降に近鉄住宅管理株式会社 山城府営住宅管理センターに掲示します。
山城府営住宅管理センターホームページ
(<https://www.kintetsu-community.co.jp/relocation/yamashiro/>)でもご確認いただけます。
 - ④当選者には4月27日頃当選通知を発送します。
 - ⑤落選者には通知しませんのでご了承ください。
- ※抽選会場へのお問い合わせはご遠慮願います。

- ◆ **審 査**
- ①当選者の審査では、申込書の記載内容を証明していただくために、住民票、課税証明書等の必要書類を提出していただき、必要に応じて実態調査を行います。
- ※なお、提出していただいた書類は返却できません。
- ②住民票、課税証明書等の必要書類を提出しないとき、又は申込書の記載内容が証明できないときや虚偽であることが判明したときには、失格となります。(必要書類の提出期限令和8年5月12日〈必着〉)
- ③入居予定者は、京都府府営住宅入居者選考委員会の審議を経て京都府が選定します。
- (入居予定者への合格通知は、令和8年6月17日頃に発送予定です。)
- ④入居予定者が、やむを得ず入居を辞退する場合は、辞退届を提出していただきます。
- ◆ **入 居 予 定 の 時 期**
- 令和8年6月下旬頃
(整備工事の都合等により遅れることがあります。)
- ※「申込受付から入居までの流れ」(16 ページ参照)を見て、入居の時期、書類の提出期限等を確認のうえ申込をしてください。
- ※鍵渡しまでに府営住宅室内をご覧ください。閲覧いただくことはできません。

◆ そ の 他

1) 緊急連絡先

入居にあたっては緊急連絡先の届出が必要です。詳細は、合格通知に同封する書類をよくお読みください。

○ 緊急連絡先についての注意事項

- ①入居者及び緊急連絡先の個人情報について、管理上必要となる範囲で収集、利用、提供することに同意をお願いしており、この目的以外には使用いたしません。
- ②入居者の安否確認、事件・事故等の緊急時にご協力をお願いする場合がありますので可能な限り同居者以外の親族で連絡のつきやすい方を届け出てください。ただし、難しい場合は、親族以外の方又は法人その他の団体（福祉施設等）でも構いません。
- ③緊急連絡先はできるだけ2人届け出てください。ただし、難しい場合は、1人でも構いません。

※なお、令和2年4月1日以降、連帯保証人が不要となりました。

2) 敷金として家賃月額3カ月分を鍵渡しまでに納付し、鍵渡し時に領収書のコピーを提出してください。

日割り家賃が発生する場合は、別途期限までに納付してください。

3) 府営住宅には、無断で他の親族等を同居させることはできません。

4) 府営住宅では動物の飼育はできません。

※犬や猫などを飼いますと、なき声・臭い等で隣近所に迷惑をかけるので、絶対に飼わないでください。

5) 府営住宅を住まい以外の目的に使用することはできません。

6) その他府営住宅条例・規則及び京都府の指示に従わなければなりません。

府営住宅では、防火・防犯活動、共用部分の清掃活動など、団地全体の良好な環境のため、自治会が重要な役割を果たしており、入居後は自治会活動に積極的に参加していただきます。

特に、共用部分の清掃活動などへの参加については、入居者として当然の義務であり、積極的に参加してください。

また、階段の通路灯の電気料金など共同施設の管理運営に必要な共益費の負担が必要です。

5

一般募集・再募集予定月

〈令和8年度 一般募集予定月〉

各月募集案内書は、その前月下旬頃から配布する予定です。

令和8年 6月	7月	10月	11月	令和9年 2月	3月
------------	----	-----	-----	------------	----

〈令和8年度 再募集予定月〉

一般募集とは募集案内書の入手方法が異なります。

募集案内書は、ホームページからご自身でダウンロードしていただくか、電話でお問い合わせいただいた方に送付いたします。

令和8年 4月	8月	12月
------------	----	-----

6

山城地域 主な府営住宅所在地・位置図

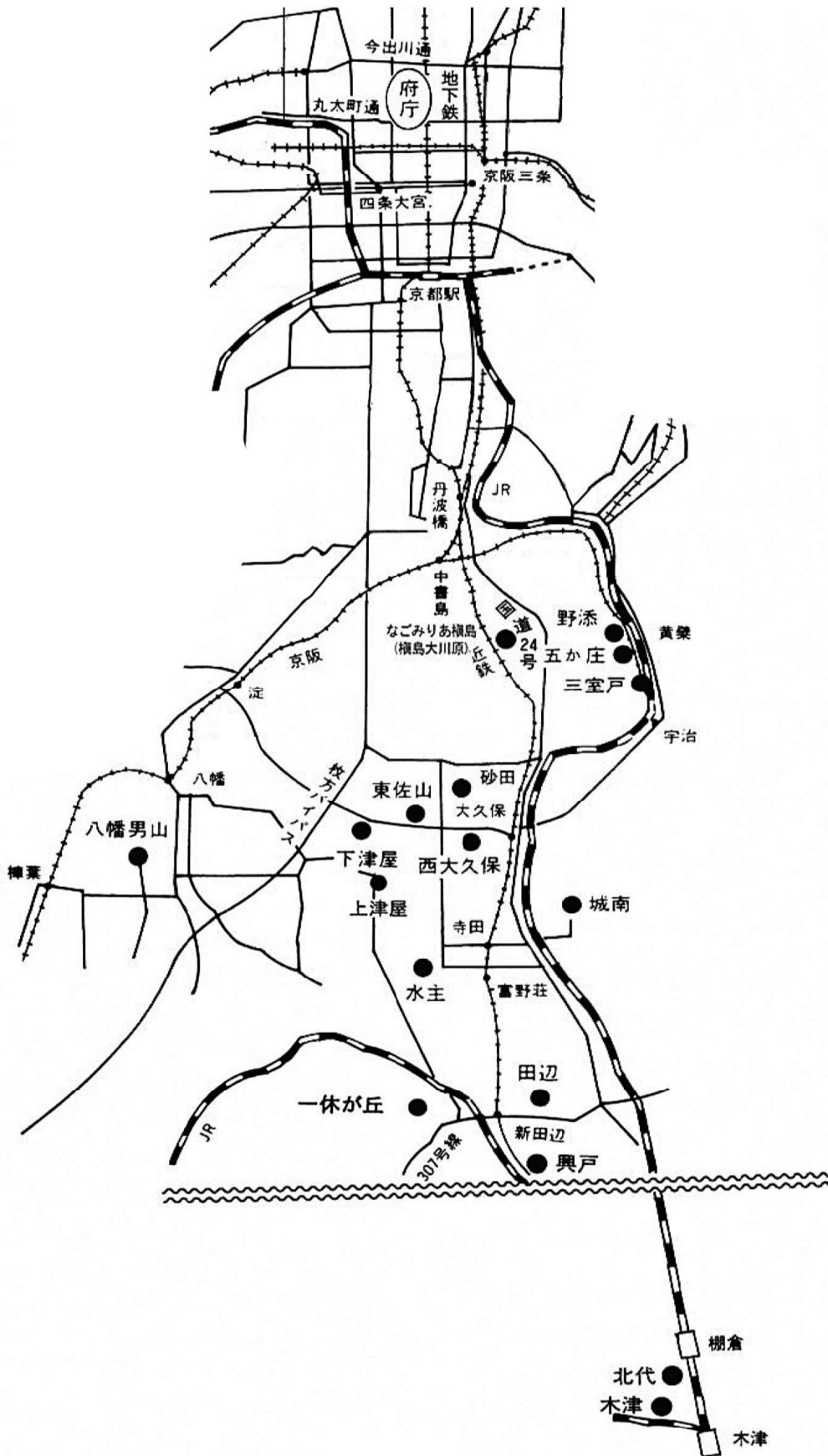
建設年度	団地名	団地戸数	所在地	交通機関
47～50, 平元	にし おお く ぼ 西 大 久 保	2,070	宇治市大久保町平盛・旦棕	近鉄大久保駅下車、西へ15分
60～62	み むろ と 三 室 戸	160	宇治市菟道谷下り	京阪三室戸駅下車、東へ3分
平24	なごみりあ ^{まきしま} （ ^{まきしま} 檜島 ^{おおが} 大川原 ^{はら} ）	150	宇治市檜島町大川原	近鉄向島駅から京都京阪バス 檜島コミセン下車、西へ4分
平10	すな だ 砂 田	100	宇治市伊勢田町砂田	近鉄小倉駅下車、西へ20分
58	ご か しょう 五 か 庄	32	宇治市五ヶ庄福角	京阪三室戸駅下車、北へ10分
60	の ぞえ 野 添	24	宇治市五ヶ庄野添	京阪黄檗駅下車、西へ9分 JR黄檗駅下車、西へ12分
54, 55	みず し 水 主	245	城陽市水主北ノ口	近鉄富野荘駅下車、西へ20分
41, 42	じょう なん 城 南	95	城陽市寺田 宮ノ谷・深谷・林ノ口	近鉄寺田駅下車、東へ25分 JR城陽駅下車、東へ8分
49	や わた おとこ やま 八 幡 男 山	93	八幡市男山雄徳	京阪樟葉駅から京阪バス 男山車庫下車、西へ3分
平12	こう づ や 上 津 屋	18	八幡市上津屋里垣内	京阪石清水八幡宮駅から京阪バス 上津屋流れ橋下車、3分
43～45 58, 63	た なべ 田 辺	1,130	京田辺市河原神谷・ 室垣外・東久保田	近鉄新田辺駅下車、東へ15分 奈良交通バス府営田辺団地下車
平10	いっ きゅう が おか 一 休 が 丘	30	京田辺市薪長尾谷	JR京田辺駅下車、西へ20分
平6	こう ど 興 戸	21	京田辺市草内山科	近鉄興戸駅下車、2分
平6	きた だい 北 代	50	木津川市山城町椿井北代	JR奈良線棚倉駅下車、 南へ15分
平3	き づ 木 津	39	木津川市相楽川ノ尻・ 木津下川原	JR西木津駅下車、北へ3分
52, 54	しも づ や 下 津 屋	246	久世郡久御山町下津屋川原	京阪バス下津屋口下車、3分
50, 51	ひがし き やま 東 佐 山	215	久世郡久御山町佐山靱池・ 林宮ノ後	近鉄大久保駅から京阪バス 久御山団地口下車、北へ1分

※府営住宅所在地の洪水浸水想定区域については、各自治体のホームページ等の水害ハザードマップでご確認ください。

浸水想定区域とは、河川が氾濫した場合に、浸水が想定される範囲と水深を示したものです。

山城地域

主な府営住宅位置図



民間賃貸住宅等への入居支援のご案内

京都府居住支援協議会では、住宅確保要配慮者（高齢者、子育て世帯、障害者、低額所得者、被災者などの住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため次のような制度があります。

①高齢者等入居サポーター

民間賃貸住宅の貸主や民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者等に対し、各種制度の情報提供や助言を行う宅地建物取引業等の従業者をサポーターとして登録しています。

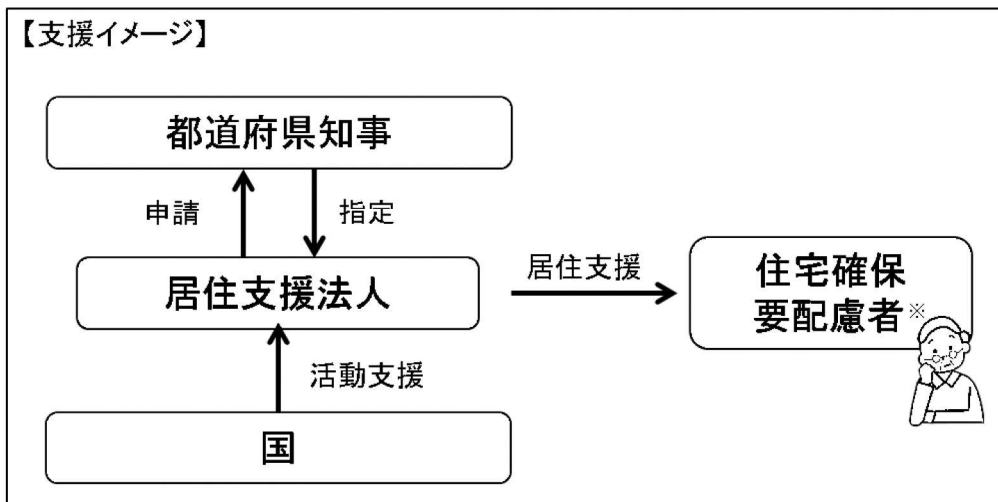
☞連絡先はこちら（高齢者等入居サポーター名簿をご覧ください）

<https://www.pref.kyoto.jp/jutaku/kyjyusienkyougikai.html>



②住宅確保要配慮者居住支援法人

住宅確保要配慮者に対し、家賃債務保証、賃貸住宅への入居等に関する情報提供・相談、見守りなど要配慮者への生活支援を行う法人を指定しています。



※高齢者、障害者、低額所得者、被災者、子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮を要するもの

☞連絡先はこちら（「居住支援法人をお探しの方へ」をご覧ください）

<https://www.pref.kyoto.jp/jutaku/safetynet/legal.html>



高齢者等入居サポーターや居住支援法人の名簿を御希望の方や、制度の詳細についてお知りになりたい方は京都府建設交通部住宅政策課（075-414-5358）にお問い合わせください。